

# 勝ち残れ！ 施術者

療養費業界のリアルな現状

＝ Vol.3 ＝

上田孝之 著

■「医療は国民のために」

■「上田がお答えいたします」

鍼灸柔整新聞2013年4月～2014年3月連載

■平成25年度

上田たかゆき活動報告

日本医療福祉新聞社

## はじめに

療養費は今や厚生労働省社会保障審議会医療保険部会で適正化を議論されるどころまで追い込まれてしまいました。昨年の料金改定で適正化対策として掲げられた電話番号の記載、頻回理由の記載、経済的利益の供与の名のもとに禁止されてしまったポイント制などのマイナス要素が私たち施術者に重くのしかかっています。消費増税分のみの対応であった今年度の料金改定もほとんど意味をなさず、療養費の請求が急速な勢いで収縮してきています。併せて、過激な不払い運動を繰り返すのはすでに一部の健保組合だけではなく、協会けんぽや国保連までもが総出で療養費の支払いを拒んでいる状況です。さらに追い打ちをかけるように柔道整復審査委員会からの大量の返戻があります。

私たち柔道整復師、そして鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師は廃業に追い込まれつつあるといえるでしょう。これらは全て私たちの業界に政治力がないからです。行政・保険者側からの無理難題を強要され、食べていけなくなってきました。私が14年前に予測していたとおり「絶滅危惧種」です。ついには交通事故の自賠責保険にまで厳しい運用が行われてきて、裁判をしてもなかなか主張が通りません。

踏んだり蹴ったりの毎日ですが、私は諦めません。患者さんに良い治療を安価で実践している我々施術者も患者さんを味方につけ、医業の一部を担っているという誇りを胸に、この逆風を乗り越えていくべきです。

この本では上田の活動報告として、日々保険者から返戻された申請書を再提出するための理論構成を大量に紹介しています。皆さんの保険請求に役立つ内容となっているものと自負しています。今回で、活動の報告集は7冊目となります。文書を書くのを仕事としている者として、このような活動の場を皆さんからいただけることに心から感謝します。

療養費支給申請にあたって参考にいただければ幸いです。



上田 孝之

## 目次

■医療は国民のために	
社会保障審議会の議論を傍聴して	12
実質的には大幅なマイナス改定！	13
協会けんぽの再同意取り扱いには要注意だ！	14
“第二の保発4号通知”の危険性はないのか！	15
改定時に4課長通知別添資料が使われたのは痛手だ	16
鍼灸療養費で大量返戻する協会けんぽ大阪支部に反論	17
法令を無視した大阪市国保の「相殺処理」は許されない	18
医科との併給・併用が認められないのはあくまで“同一疾病”だ	19
行政には懇切丁寧に業界を指導してほしい	20
患者の希望ではダメなのか？	21
適正化見直し策の効果増が次期料金改定でマイナスに働く	22
患者紹介ビジネスの報道記事について	23
とんでもない政府答弁書だ！	24
大阪府国保連は“過誤調整”を履き違えている	25
旧大保協の解散がもたらす大きな不安	26
大阪の相殺問題は市民の手による裁判で！	27
日本整形外科学会による『お身体の痛みについてのアンケート』に思う	28
なぜ鍼灸・マッサージ療養費の一部負担金を調査するのか？	29
社保審の療養費検討専門委員会に思う	30
鍼灸治療を否定する国の姿勢が読み取れる政府答弁書だ	31
「経済上の利益の提供」が指しているのはポイント制	32
最近の広告規制の強化について	33
次期料金改定でなすべきこと	34
鍼灸業界に冷や水を浴びせた質問主意書	35
■上田がお答えいたします	
人工関節置換後の後療は？	38
療養費返還金を取り立てる仕事はアリ？	38
顔面部挫傷は負傷名として認められるの？	39
施術管理者にならない理由を問われるのですが？	40
24時間営業や年中無休で治療できるの？	41
鍼灸マの施術料金と「経済上の利益」との相関？	42
民間保険会社は柔整師を軽んじていないか？	43
原因の分かっている腰痛はわずか15%！	44
同意書に“付け足し”記載をしてもいいの？	45
適正化の真の意味とは？	45
最近の柔整施術に対する自賠責保険の支払いが厳しい！	46
療養費同意書交付料新設の背景と、現在について	47
スポーツ外傷は、療養費の対象だ！	48
マッサージ師が症状を詳細に書かなければダメ？	49
署名は誰がするのか！	50
業界団体はどちらを向いて仕事をしているか？	51
変形徒手矯正術が認められた課長通知を確認しよう	52
臨時休業日は時間外加算の対象に？	53
社保と国保の審査請求の違い	54
消費増税に伴う療養費の対応は？	55
受領委任取扱い中止措置に例外的運用？	56
捻挫に「拘縮」は使えないの？	57
電話番号記載がもたらした悪影響	58
患者さんの職場での施術は療養費で請求できる？	59
月1回だけの施術を請求してはダメ？	60

	今後の鍼灸療養費には“統計学”が不可欠	61	
	「亜急性」は尊重すべきだ！	62	
<b>■平成 25 年度 その他の執筆活動</b>			
	『大鍼協ニュース』	64	
	『社会保険審査官審査請求事例から』	69	
<b>■平成 25 年度 上田たかゆき活動報告</b>			
行政・中央	Chapter 1	4 課長通知の別添資料が料金改正でも使用されることは痛手だ	78
	Chapter 2	はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術者登録番号の取扱 いについて照会	78
	Chapter 3	外部委託点検業者の電話確認業務に対し厚生労働省へ疑義照会の電話	79
	Chapter 4	厚生労働省保険局長宛てに適正化の運用について疑義を述べる	80
	Chapter 5	免許登録番号と保健所登録区分を行政に確認中	82
	Chapter 6	料金改定通知に適正化のための運用の見直しに関する Q & A が発出されていた	83
	Chapter 7-1	労災の料金改定は早ければ 7 月 1 日改正だ	83
	Chapter 7-2	厚生労働省より労災の料金改定の連絡があった	83
	Chapter 8	第 3 回の療養費検討専門委員会では公益代表の委員から受領委任取扱 いの廃止が提案されるか	84
	Chapter 9	料金改定は絶滅の暗示に思える	84
Chapter 10	日本保健鍼灸マッサージ協同組合専務理事名で施術者登録番号に関する疑義照会	84	
行政・地方	Chapter 11	関東信越厚生局東京事務所に赴き受領委任申し出に関する打ち合わせ	85
	Chapter 12	関東信越厚生局東京事務所より結論の連絡あり	85
	Chapter 13	厚生労働省及び地方厚生局へ外部委託点検業者の業務範囲及び妥当性について照会	86
	Chapter 14	地方厚生局指導監査課長及び医療課長宛て勤務柔整師のみの往療取扱いに疑義照会	86
	Chapter 15	近畿厚生局指導監査課に登録記号番号の早急な払い出しと連絡を求め る要請書を発出	87
	Chapter 16	近畿厚生局指導監査課に赴きホームページの誤りを指摘した	89
	Chapter 17	大阪府福祉部長と面談打ち合わせ	89
	Chapter 18-1	24時間365日体制の施術所における施術管理者の位置付け等の運用上 の疑義について	89
	Chapter 18-2	東海北陸厚生局医療課長より回答をいただいた	90
Chapter 19	福祉医療費助成の療養費支給申請書への支払決定通知書の添付について思うこと	91	
保険者	Chapter 20	印刷製本包装機械健保組合の柔整療養費に係る不支給決定について	92
	Chapter 21	大阪金属問屋健保組合が当方の未入金案内について納得していない	92
	Chapter 22	大阪工作機械健保組合が医療機関への受診を強要していることに反論	92
	Chapter 23	大阪工作機械健保組合が整形外科への受診を強要する書面を交付してきた	93
	Chapter 24	大阪港湾健保組合の照会文書の失当について問い質す	94
	Chapter 25-1	大阪市健康福祉局生活福祉部保護課医療係が生活保護に係るあんま・ マッサージ施術の施術券を返戻	94
	Chapter 25-2	大阪市健康福祉局生活福祉部保護課医療係から再度施術券が返戻される	95
	Chapter 26	大阪市健康福祉局保険年金課が変形徒手矯正術とマッサージ施術を別 葉に分けてくれと返戻してきた	95
	Chapter 27	大阪装粧健保組合は医科のレセプトに傷病名記載がなければ不備だという	96
	Chapter 28	大阪府岸和田市役所国民健康保険課が同意書に症状記載を求めることについて反論	97
	Chapter 29	大阪府後期高齢者医療広域連合が往療料算定にあたり「歩行障害⇒歩行 困難」の書き換えを求めて返戻	97
	Chapter 30	臨時休業日の時間外加算の取り扱いについて大阪国保連が判断を示す	98
Chapter 31-1	大阪府堺市役所の生活保護担当部局と打ち合わせを行う	98	
Chapter 31-2	大阪府堺市役所生活保護担当部局との調整結果	99	

保険者	Chapter 32	大阪府高槻市医療給付課が支給済みの柔整療養費の支給申請書の写し を送付してきた	99
	Chapter 33	大阪府守口市福祉事務所に期間回数制限取扱いについて回答を求める	100
	Chapter 34	岡村製作所健保組合が同意書交付料減額査定を理由に返戻	100
	Chapter 35	岡山県後期高齢者医療広域連合が訂正印の押印を強要	101
	Chapter 36	岡山市の患者照会書面は柔整施術否定の発想で作成されている	102
	Chapter 37	岡山市国保年金課長の嫌がらせ回答に反論を述べる	102
	Chapter 38	会員の施術所宛てに直接返戻を行う審査会や保険者が出てくる傾向ありとの情報	103
	Chapter 39-1	香川国保連に、会員への直接返戻はやめて欲しい旨を申し入れる	103
	Chapter 39-2	香川国保連が施術所に返戻することについて会員側の反論文書	103
	Chapter 40	香川県国保等柔整療養費審査委員会は摘要欄記載の頻回施術理由を認めないのか	104
	Chapter 41	香川県国保審査会が負傷年月日から初検日までの経過等を求める返戻	104
	Chapter 42	香川県国保審査会は理学療法実施を理由に初検料を算定できないと返戻	105
	Chapter 43	香川県国保審査会が負傷名の一部を削除することを強要する返戻を行う	105
	Chapter 44	香川県国保審査会が転医情報を柔整師に求めるとい	106
	Chapter 45	神奈川県医療従事者健保組合が自損事故の届出をなぜか施術者に求めるとい	106
	Chapter 46-1	神奈川県石油業健保組合がスポーツ障害や療養の専念義務違反、トレー ナーとしての利用等を理由に返戻	107
	Chapter 46-2	神奈川県石油業健保組合の不備返戻について、会員から勇気ある申し出	108
	Chapter 47	神奈川県鉄鋼業健保組合は治療料のみ削除せよと返戻してきた	109
	Chapter 48	キヤノン健保組合の整骨院受療に係る患者宛てパンフレットに疑義照会する	110
	Chapter 49	キューピー・アヲハタ健保組合が施術実日数を誤って患者照会	110
	Chapter 50	協会けんぽ愛知が医師同意にクレームをつける	111
	Chapter 51	協会けんぽ滋賀が“捻挫に拘縮は発生しない”との理由で返戻	111
	Chapter 52	協会けんぽ千葉の鍼灸療養費不支給処分に係る審査請求は棄却された	113
	Chapter 53-1	協会けんぽ千葉が 10 回以上で頻回理由書を求めることについて	113
	Chapter 53-2	協会けんぽ千葉が 10 回以上の施術で頻回理由記載を再度求める	114
	Chapter 54	協会けんぽ千葉が近接部位を理由に返戻を繰り返す	114
	Chapter 55	協会けんぽ大阪の往療料減額不支給の審査請求は上田の勝ち	115
	Chapter 56	協会けんぽ大阪宛て初検料請求が妥当であると反論	115
	Chapter 57	協会けんぽ大阪が医科レセプト請求のないことをもって同意書発行を疑う	116
	Chapter 58	協会けんぽ大阪は診療行為が伴わなければその同意書は無効だという	117
	Chapter 59	協会けんぽ大阪が行う不当な返戻に対する注意について	117
	Chapter 60	協会けんぽ大阪支部長に対し、嫌がらせ照会の回答例記載について強く抗議する	118
Chapter 61	協会けんぽ大阪の柔道整備審査委員の委嘱を断ることで決定	119	
Chapter 62	協会けんぽ奈良の意味の分からない返戻の件	120	
Chapter 63	協会けんぽ奈良が指摘する“関連痛”の意味が不明	121	
Chapter 64	協会けんぽ奈良が施術所の標榜時間を求めて不備返戻	121	
Chapter 65	協会けんぽ奈良は発生機序の意味が分からないという	121	
Chapter 66	協会けんぽ奈良の第三者行為に関する照会事務に疑義を申す	122	
Chapter 67	協会けんぽ奈良は被扶養者の受療にも「私用中かどうか」を確認するという	122	
Chapter 68	協会けんぽ奈良が『痙攣』と『筋挫傷』は別の病態だから柔整の支給対 象外だと返戻	123	
Chapter 69	協会けんぽ奈良の返戻理由が分からない	123	
Chapter 70	協会けんぽ奈良の返戻に物申す	124	
Chapter 71	協会けんぽ新潟で東鍼協会員のマッサージ療養費の審査請求が棄却される	124	
Chapter 72	協会けんぽ宮城は患者照会回答にあたり柔整師に相談してはダメという	125	
Chapter 73	協会けんぽ和歌山は負傷名の訂正は認められないという	125	
Chapter 74	協会けんぽ和歌山は脹脛（ふくらはぎ）が分からないという	126	
Chapter 75	協会けんぽ和歌山から電話番号記載がないことをもって不備返戻された件	126	
Chapter 76	共同通信社健保組合の返戻分の再請求時、受療者本人の自筆署名を求められる	126	
Chapter 77	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課が他団体宛てに公費医療助成金を支給した	127	



Chapter 78	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課との交渉	128
Chapter 79	京都府亀岡市保険医療課高齢者医療係が委任欄文面に“請求権”まで委任せよと誤った返戻をしてきた件	128
Chapter 80-1	京都府の山城北保健所の広告制限指導に反論するための勉強会を実施	129
Chapter 80-2	山城北保健所の広告制限指導に関する面談打合せについて	131
Chapter 80-3	広告規制への対応策としてガラス面に直接書かない取り組みあり	132
Chapter 80-4	山城北保健所に赴き広告規制に関する打ち合わせを行う	132
Chapter 80-5	山城北保健所との交渉内容を管轄下施術所代表者宛てに情報提供	136
Chapter 80-6	京都府庁の医療課に広告規制に関して疑義照会し、面談を求める	140
Chapter 80-7	京都府健康福祉部医療課長宛てに柔整あはき施術所の広告規制の取り扱いについて情報提供	141
Chapter 80-8	京都府庁と広告規制問題について討論した	142
Chapter 81	京都国保連の初検料疑義返戻についての対応策	142
Chapter 82	京都府柔整療養費審査委員会が医科レセプトに傷病名記載がないことをもって不備返戻	142
Chapter 83	京都府柔整療養費審査委員会は返戻付箋に指摘事項を書き込むのを認めないという	143
Chapter 84	京都国保連国保等柔整療養費審査委員会が「真に安静を必要とするやむを得ない理由」を求めて返戻	144
Chapter 85	近畿車輛健保組合の返戻事案に関する報告について	144
Chapter 86	近畿日本ツーリスト健保組合から不適切な請求分に係る調査依頼あり	145
Chapter 87	クボタ健保組合が患者宛てに受診確認調査書を送っている件について	145
Chapter 88	熊本県後期高齢者医療広域連合の柔整施術に係る患者照会への疑義	146
Chapter 89	警察共済組合京都府支部から支給済みの支給申請書の写しが送付されてきた	146
Chapter 90	警察共済組合大阪府支部は医療助成対象を把握していないのか	146
Chapter 91	神戸市保健福祉局高齢福祉部が鍼灸・マッサージ療養費で、電話番号欄がないこと、サインが自筆でないことを理由に返戻	147
Chapter 92	神戸市北区役所国保年金係は電話番号欄が設けられていないことを理由に返戻	147
Chapter 93	神戸製鋼所健保組合は記号番号相違にもカルテの添付を求める付箋を使用している	148
Chapter 94	コクヨ健保組合の患者調査では施術者に確認しないよう求めているという	148
Chapter 95	埼玉県国保療養費審査委員会が頻回理由についてルールに則っているにもかかわらず理由書添付を要求	149
Chapter 96	滋賀国保連滋賀県柔整療養費審査委員会は頻回理由を理解できないという	149
Chapter 97-1	自動車振興会健保組合の度重なる返戻に抗議文	150
Chapter 97-2	自動車振興会健保組合宛てに医師への診療強要について疑義を述べた	150
Chapter 97-3	自動車振興会健保組合の不支給処分に関する審査請求は棄却される	151
Chapter 97-4	自動車振興会健保組合は柔整療養費を支払う気がないのか	152
Chapter 97-5	自動車振興会健保組合に対する柔整療養費支給申請書の再申請について	152
Chapter 97-6	自動車振興会健保組合宛ての7度目の疑義照会と、会員に再請求を促す取り組み	153
Chapter 97-7	自動車振興会健保組合の不支給処分取消しを求める審査請求は再び棄却される	156
Chapter 97-8	自動車振興会健保組合の不支給処分の審査請求がまたもや棄却	157
Chapter 98-1	シャープ健保組合が厚生労働省の事務連絡を完全無視して意味不明のパンフレット交付	157
Chapter 98-2	近畿厚生局保険課長宛てに、シャープ健保組合への行政指導を依頼	158
Chapter 99-1	生長会健保組合はわずか9日の施術でも疑義があるとして返戻する	159
Chapter 99-2	生長会健保組合は捻挫と打撲の取り扱いに差を設け、3月を超えなくても打撲について長期施術という	160
Chapter 99-3	生長会健保組合のあまりにも失礼な書面攻撃に物申す	160
Chapter 100-1	太陽生命健保組合の不備返戻の理由が分からない	161
Chapter 100-2	太陽生命健保組合は領収証の金額確認が取れないと支払わない	161
Chapter 100-3	太陽生命健保組合が柔整施術を受けたことの報告書を患者に求めている	161

Chapter 100-4	太陽生命健保組合が領収証交付の件について返戻した	162
Chapter 100-5	太陽生命健保組合が患者の領収証コピーと療養費支給申請書との整合性を理由に返戻	162
Chapter 100-6	太陽生命健保組合は患者の求めによる月単位の領収証を認めない	163
Chapter 100-7	太陽生命健保組合の「社外持ち出し厳禁」との患者調査は何なのか	163
Chapter 101	大和証券グループ健保組合から鍼灸療養費の返還請求	163
Chapter 102	地方職員共済組合愛知県支部の照会内容に係る疑義	164
Chapter 103-1	中部電力健保組合の被保険者宛ての柔整施術内容に関する調査について疑義照会	164
Chapter 103-2	中部電力健保組合から修正文の連絡があった	165
Chapter 104	東京広告業健保組合が初検扱いを認めないという	165
Chapter 105	東京広告業健保組合の広報紙に問題があるので指摘し回答を求める	165
Chapter 106	東京都柔整療養費審査委員会及び和歌山国保連が15回未済で頻回施術理由書を求めてきた	167
Chapter 107	東京都職員共済組合の受診内容回答書のつくりは煩雑で分かりづらい	168
Chapter 108	東京都中野区役所から医療助成にも負傷原因を書けと返戻される	169
Chapter 109-1	東京都洋菓子健保組合の意味不明な“医科との併給での返戻”	169
Chapter 109-2	東京都洋菓子健保組合は医療機関で捻挫や挫傷の訴えがないことがおかしいという	170
Chapter 110	鳥取県米子市保険年金課保険係の広報文書で腰痛が保険対象外とされたことに抗議	170
Chapter 111-1	トランス・コスモス健保組合の再返戻理由が抽象的過ぎて理解できない	171
Chapter 111-2	トランス・コスモス健保組合から再々に渡る不備返戻、今度は負傷から施術の実施までのタイムラグについて	171
Chapter 111-3	トランス・コスモス健保組合に対し再々申請をした	172
Chapter 111-4	トランス・コスモス健保組合の度重なる返戻に対する当方会員の悲痛な訴え	172
Chapter 112	長崎県後期高齢者医療広域連合から専用の同意書を使用して欲しい旨の連絡	173
Chapter 113-1	奈良県橿原市役所保険医療課の外部委託点検業者の運用上の取り扱いに疑義あり	173
Chapter 113-2	厚生労働省保険局国保課保健事業推進専門官に奈良県橿原市の外部委託問題を照会	174
Chapter 114	奈良国保連柔整療養費審査委員会は近接部位の算定基準を理解していない	175
Chapter 115	奈良国保連療養費審査委員会のマッサージ療養費の往療理由を求める返戻に疑義を訴え再請求	175
Chapter 116	奈良国保連療養費審査委員会はマッサージ往療の起点を全て明記せよという	176
Chapter 117	新潟県長岡市福祉課医療費助成係の県単医療費助成申請書の様式について1円の差額の発生に物申す	176
Chapter 118	日本アイ・ビー・エム健保組合の運動スポーツ受療に関する誤った患者指導に疑義照会を行う	177
Chapter 119-1	日本通運健保組合が医科との併給の疑いをもって支給済みの柔整療養費の全額返還を求めるという	178
Chapter 119-2	一部医科との併給判明とのことで全額返還を求める日本通運健保組合	178
Chapter 120-1	日本旅行健保組合が患者申し出のみをもって返戻してきた	179
Chapter 120-2	日本旅行健保組合が、返戻対象となった申請書に被保険者の直筆署名を求める	179
Chapter 121	日立健保組合は不正請求の記事を患者に送りつけて柔整受診の抑制をしている	180
Chapter 122-1	兵庫国保連に赴く	180
Chapter 122-2	兵庫県庁に赴き兵庫県医師国保が行った柔整療養費不支給処分取消しを求めた	181
Chapter 122-3	兵庫県国保審査会への審査請求の件	181
Chapter 122-4	兵庫国保連の柔整療養費の一方的な減額査定等の審査基準に係る基本的な考え方について	181
Chapter 122-5	兵庫県国保審査会への審査請求に係る再反論書を提出した	182
Chapter 122-6	兵庫県医師国保の柔整療養費不支給処分に対する審査請求	183
Chapter 122-7	兵庫県医師国保が求めていた不支給処分を取り消しさせた	184
Chapter 123-1	兵庫県川西市に外部点検業者へ業務委託して行う柔整療養費に係る調査について照会	184

保 険 者	Chapter 123-2	外部委託点検業務の疑義照会に対し兵庫県川西市から書面回答……………	185	
	Chapter 124	兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課難病係が原爆公費の療養費支給申請書への同意書の添付を求めてきた……………	186	
	Chapter 125	近畿厚生局に対し、兵庫県健康福祉部と議論になった申請書の転帰欄について疑義照会……………	187	
	Chapter 126	広島県国保柔整療養費審査委員会が整形外科への受診を強要……………	187	
	Chapter 127-1	広島県国保柔整療養費審査委員会は月に1回の施術の効果を疑問視……………	188	
	Chapter 127-2	広島県国保柔整療養費審査委員会が月に2回で施術効果があるのかと失礼な返戻……………	188	
	Chapter 127-3	広島県国保柔整療養費審査委員会が再び月1回の施術に疑義を唱えて返戻……………	188	
	Chapter 127-4	広島県の国保審査会の委員のうち社団の方々との会合……………	189	
	Chapter 128	広島県自動車販売健保組合の柔整療養費不支給処分を取り消すことができた……………	189	
	Chapter 129	広島県東広島市役所福祉部国保年金課の広報書面が垂急性を無視していることに抗議……………	189	
	Chapter 130	兵庫県三田市健康福祉部国保医療課の外部委託点検に物申す……………	190	
	Chapter 131	広島県三原市役所保険医療課の広報誌に疑義照会する必要がある……………	191	
	Chapter 132	広島市職員共済組合が慢性疲労を疑い頻回理由を求めている……………	191	
	Chapter 133	福井国保連に対し患者送迎について疑義を申し述べる……………	192	
	Chapter 134	福岡国保連が負傷原因の一つひとつに難癖を付けて返戻……………	193	
	Chapter 135	福島県郡山市国保課が往療料加算について疑義があるという……………	194	
	Chapter 136	福島県郡山市国保課が往療内訳を求めていることについての反論……………	194	
	Chapter 137-1	プレス工業健保組合の返戻に反論する……………	195	
	Chapter 137-2	プレス工業健保組合の意味の分からない返戻が多発している……………	195	
	Chapter 137-3	プレス工業健保組合の返戻に対し会員宛てに再申請を促す取り組み……………	195	
	Chapter 137-4	プレス工業健保組合が負傷と治癒を何回も繰り返しケガをされることが不自然と不備返戻……………	196	
	Chapter 137-5	プレス工業健保組合から負傷と治癒を繰り返す申請書について疑義返戻された……………	197	
	Chapter 137-6	プレス工業健保組合が当方に返戻せず会員に直接返戻するのは卑怯である……………	198	
	Chapter 138	前田道路健保組合の受診照会状の記載内容に疑義あり反論する……………	199	
	Chapter 139	みずほ健保組合が柔整施術の患者宛てに医科への受診を求める書面を交付していることに疑義照会した……………	199	
	Chapter 140	宮城県柔整療養費審査委員会は患者が提出すべき第三者行為による負傷届を施術者に求めるとい……………	200	
	Chapter 141	宮城県柔整療養費審査委員会が症状改善されない理由を求めるとい……………	201	
	Chapter 142	陸上自衛隊普通寺駐屯地業務隊衛生科に再請求……………	201	
	Chapter 143	リコー三愛グループ健保組合が行う柔整の長期受診調査等に関する疑義照会について……………	202	
	Chapter 144-1	電話番号未記入をもって大量に支払い保留している和歌山県後期高齢者に支払い要請……………	202	
	Chapter 144-2	和歌山県後期高齢者医療広域連合の電話番号記載不払い問題……………	205	
	Chapter 144-3	和歌山県後期高齢者医療広域連合に赴き療養費の早期支払いを求める面談を実施……………	205	
	Chapter 144-4	和歌山県後期高齢者医療広域連合との打ち合わせ……………	206	
	Chapter 145	和歌山県農協健保組合が「盆休みは時間外を算定できない」と不備返戻してきた……………	206	
	Chapter 146	保険者からの患者照会の回答票に対して患者さんの生の声を聞いた……………	207	
	そ の 他	Chapter 147	日本経済新聞社健保組合に勝った審査請求事件が『医道の日本』誌に掲載……………	207
		Chapter 148	『医道の日本』の平成25年12月号に私の投稿記事が掲載された……………	208
		Chapter 149	愛知県岡崎市で個人請求評議会総会に招かれた……………	208
		Chapter 150	大久保勉参院議員の質問主意書は福岡県の柔整団体のN氏の依頼……………	208
		Chapter 151-1	木村義雄氏の参院選への応援体制の依頼……………	208
		Chapter 151-2	四国4県の柔整社団会長に木村義雄氏の選挙対応状況を確認……………	209
		Chapter 151-3	木村義雄参院議員を囲む会にて3テーマで議論した……………	209

そ の 他	Chapter 152	はり・きゅう・マッサージ療養費等取扱団体合同連合協議会設立発起人が開催される……………	210
	Chapter 153	近畿地区の施術者団体で合同して協議していくことで合意……………	210
	Chapter 154	関西柔整懇話会と大阪はり・きゅう・マッサージ等療養費取扱い団体合同連合協議会に出席……………	210
	Chapter 155	「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」に参加……………	211
	Chapter 156-1	交通事故の取り扱いに関して東京海上日動火災保険株式会社を提訴……………	211
	Chapter 156-2	大鍼協関係者の民事訴訟裁判は判決を求めたい……………	211
	Chapter 157	交通事故の損害賠償請求訴訟で会員の施術料が不当に低く決定された判決について……………	212
	Chapter 158	柔道整復療養費検討専門委員会専門委員宛てに公開質問状を発送した……………	212
	Chapter 159	柔整業界から国会議員をこのテーマで送り出すことは困難であるとの指摘あり……………	215
	Chapter 160	鍼灸院での訪問診療偽装の朝日新聞記事について……………	216
	Chapter 161-1	登録柔道整復師制度実現のための総括会議に参加した……………	216
	Chapter 161-2	JB日本接骨師会が事務局を務める「患者と柔整師の会」の運用改善方策の件……………	216
	Chapter 161-3	「業界団体のための登録柔道整復師制度」説明会への全柔協のスタンス……………	217
	Chapter 162	大学や専門学校の入学式に来賓として出席……………	218
	Chapter 163	第19回中部柔整師協会保険指導会で来賓として挨拶させていただいた……………	218
	Chapter 164	東京鍼灸マッサージ協同組合総会に出席……………	218
	Chapter 165-1	民主党統合医療を普及・促進する議員の会事務局宛てに事前通告の追加質問を送付……………	218
	Chapter 165-2	統合医療を普及・促進する議員の会柔道整復師小委員会より療養費改定の回答あり……………	219
	Chapter 166	平成医療学園専門学校で鍼灸師科3年生に講演を行う……………	219
	Chapter 167	阪奈和支部会で懇親を深めた……………	219
	Chapter 168	広島のIGL医療専門学校に招かれ講演……………	220
	Chapter 169-1	民主党の第22回柔道整復師小委員会に出席した……………	220
	Chapter 169-2	民主党統合医療を普及・促進する議員の会の柔道整復師小委員会に、白紙委任問題に係る提案を行う……………	220
	Chapter 169-3	民主党の第21回柔道整復師小委員会に出席……………	225